

新たな行政経営方針(案)の方向性について

1 これまでの行政改革の経緯

- 昭和60年度に策定した「行政改革大綱」から平成26年度終了の「行財政改革大綱2011」まで、職員数の見直しや予算の効率的な執行など、行政コスト縮減のための「量の改革」を進めた。
- 平成27年度に策定した「行政経営プログラム」以降は、「量の改革」を継続しつつ、限られた資源を最大限活用するための、「質」に力点を置いた取組を進めている。

2 令和7年度以降の方向性

- 今後は、急激に変化する社会環境の中で、いかに適切に行政サービスを提供していくかが課題となる。

【本県を取り巻く状況】

- ・生産年齢人口の減少(=職員(人財)の確保が困難になる)
 - ・高齢化の進行により増加し続ける社会保障関係経費
 - ・令和6年能登半島地震からの復旧・復興に係る大きな財政負担
 - ・石川県成長戦略、石川県創造的復興プランに基づく取組を推進するための人財や財源の確保が必要
 - ・急速に進展する社会全体のデジタル化への対応 など
- 限られた「人財・財源」により、「石川県成長戦略」「石川県創造的復興プラン」を下支えし、時代に即した適切な行政サービスを提供していくため、行財政運営のあり方の不断の見直しが必要である。

- 変化が早く、先を見通しにくい社会環境に適時適確に対応するため、5年ごとに策定していた「行政経営プログラム」を見直し、毎年の予算編成の過程において、行政経営の方向性を定めた上で、必要な取組を推進していくこととする。
- 具体的には、毎年、翌年度の予算編成方針が定まる秋頃に、予算編成方針と合わせて行政経営方針を示し、2月頃に翌年度予算と合わせて具体の取組を発表する。また、取組の状況を検証した上で、必要に応じて次年度以降の方向性や具体の取組を定めることで不断の見直しを行う。
- 新たな行政経営方針(案)の策定に伴い、現在の行政経営プログラム2020の期間の終了を以って当委員会は廃止する。

(参考)

| | 石川県成長戦略 | 石川県創造的復興プラン |
|------|---|---|
| 位置付け | ・石川県政運営の基本 ・県の施策の方向性を総合的かつ体系的にまとめた、 石川県の最上位計画 | ・創造的復興の実現に向けた羅針盤 ・成長戦略に基づく施策の推進を県政運営の基本としつつ、 地震からの復興に関する事項は本プランに基づき推進 |
| 実施期間 | 令和5～14年度 | 令和6～14年度 |

行政経営方針（案）

～ 「石川県成長戦略」や「石川県創造的復興プラン」を
下支えする持続可能な行政経営方針 ～

方針1 県民の視点に立った行政サービスの提供

生産年齢人口の減少や急速に進展するデジタル化といった時代の変化に適時適確に対応した行政サービスを提供

方針2 県政を担う人財の確保・育成と多様な働き方の推進

県政の課題解決に向けて積極果敢に挑戦する人財を確保・育成するとともに、デジタル技術も最大限活用し、すべての職員がライフステージにかかわらず、いきいきと働くことができる環境を整備

方針3 機動的な組織づくりと持続可能な財政運営

政策課題に対応した組織体制を整備するほか、事業の選択と集中を図り、創造的復興と財政の健全性を両立

参考: 現行の行政経営プログラム2020との比較

現行: 行政経営プログラム2020

取組戦略

県民の視点に立った行政サービスの提供
【サービスの改革】・【業務の改革】

人口減少社会においても、ICT を使い効率的・効果的に行政サービスを提供する「スマート自治体」への転換に向けて、ICT を効果的に活用することにより、県民サービスの利便性向上と業務の効率化を推進

取組戦略

柔軟かつ機動的な組織づくりと人材の育成・確保
【組織の改革】・【職員の改革】

直面する様々な課題への対応や、長期構想の着実な実現に向け、効率的・効果的な施策展開を図るための組織体制を構築
また、質の高い行政サービスを提供するため、県民から信頼されるプロフェッショナルな職員づくりを推進するとともに、全ての職員が活躍できる働き方改革を推進

取組戦略

財政健全性の維持・向上 【財政運営の改革】

収支均衡にとどまることなく、引き続き歳入の確保や更なる行政コストの縮減に努め、将来の備えとして、必要な資金を基金に積み立てるなど、財政健全性の一層の向上を推進

新: 行政経営方針(案)

方針1

県民の視点に立った行政サービスの提供

生産年齢人口の減少や急速に進展するデジタル化といった**時代の変化に適時適確に対応した行政サービスを提供**

方針2

県政を担う人財の確保・育成と多様な働き方の推進

県政の課題解決に向けて積極果敢に挑戦する**人財を確保・育成**するとともに、**デジタル技術も最大限活用**し、すべての職員がライフステージにかかわらず、**いきいきと働くことができる環境を整備**

方針3

機動的な組織づくりと持続可能な財政運営の確立

政策課題に対応した組織体制を整備するほか、事業の選択と集中を図り、創造的復興と財政の健全性を両立

方針1 県民の視点に立った行政サービスの提供

- (1) デジタル技術の活用などによる行政サービスの利便性の向上
- (2) 受け手に伝わる情報発信と様々な機会を通じたニーズの把握
- (3) 民間ノウハウの活用や国・他の都道府県・市区町村・大学といった多様な主体との連携・協働の推進

方針2 県政を担う人財の確保・育成と多様な働き方の推進

- (1) 公務の魅力発信や試験方法の多様化、専門的な知識・技能を持った外部人材の活用により、多様な人材を確保
- (2) 体系的な人材育成プログラムの充実や、人を育てる人事管理を通じて、新たな発想で積極果敢に取り組む人材を育成
- (3) 育児・介護などのライフステージにかかわらず、すべての職員が活躍できる職場環境の整備
- (4) デジタル技術を利活用できる人材の育成・確保
- (5) 事務処理の工夫やデジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化を推進し、業務改善を徹底

方針3 機動的な組織づくりと持続可能な財政運営

- (1) 政策課題に対応した組織体制の整備と必要な職員数の確保
- (2) 様々な工夫による歳入の確保と事業のスクラップアンドビルドの徹底による歳出の不断の見直し、長期的な視点に基づく県有施設の維持管理